

○文部科学省告示第四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。) の名称	コンスタンティーヌのユダヤ 人街の情景	平成二十九年一月 三十一日	平成二十九年二月十 五日から同年六月十 日まで	株式会社TBSテレビ 事業局長 吉田 尚子 東京都港区赤坂五ー三ー六 独立行政法人国立美術館国立西洋美 術館 館長 馬渕 明子 東京都台東区上野公園七ー七	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 指定の有効期間
女性 床に座るアルジエのユダヤ人	同右				